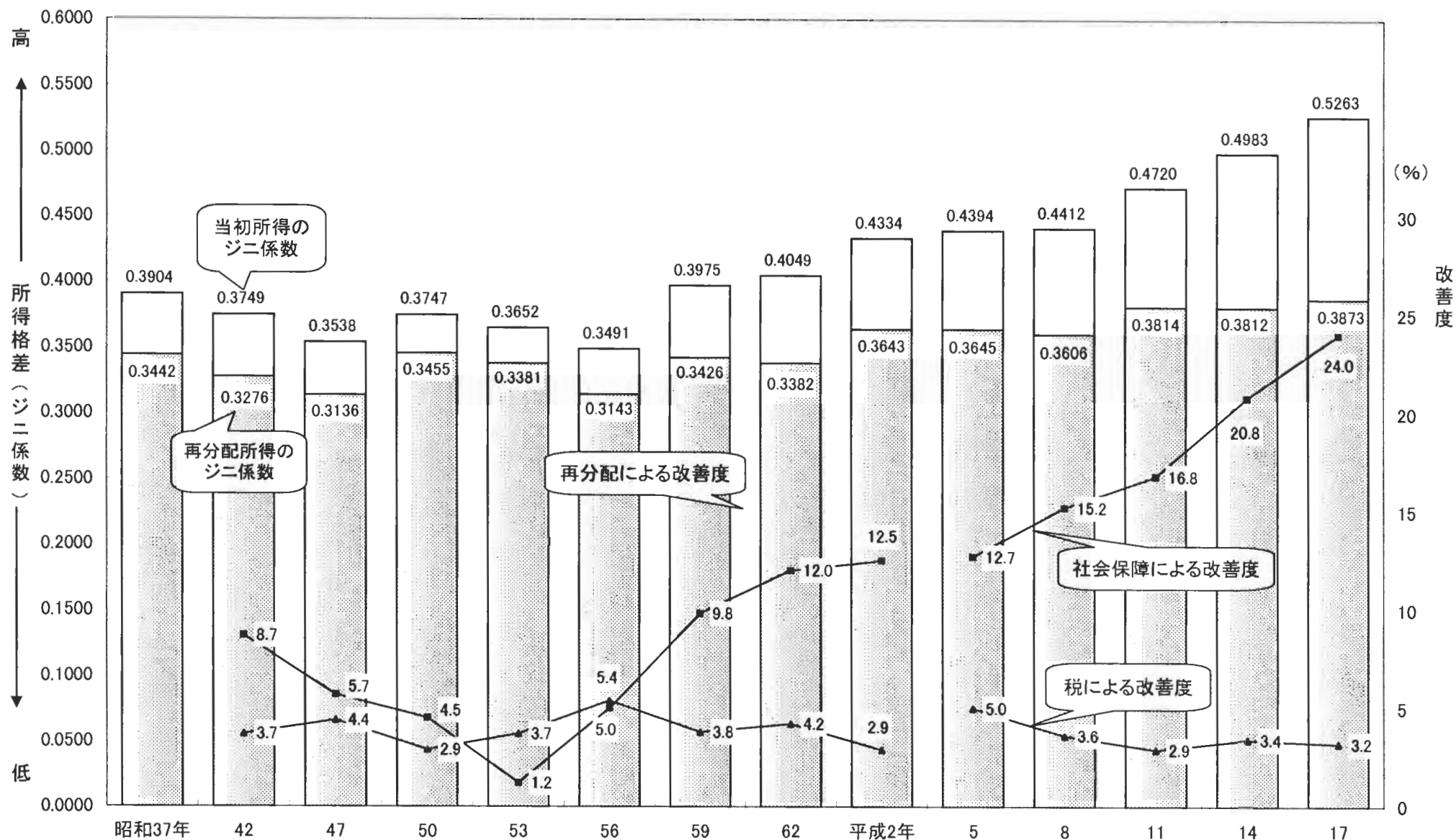


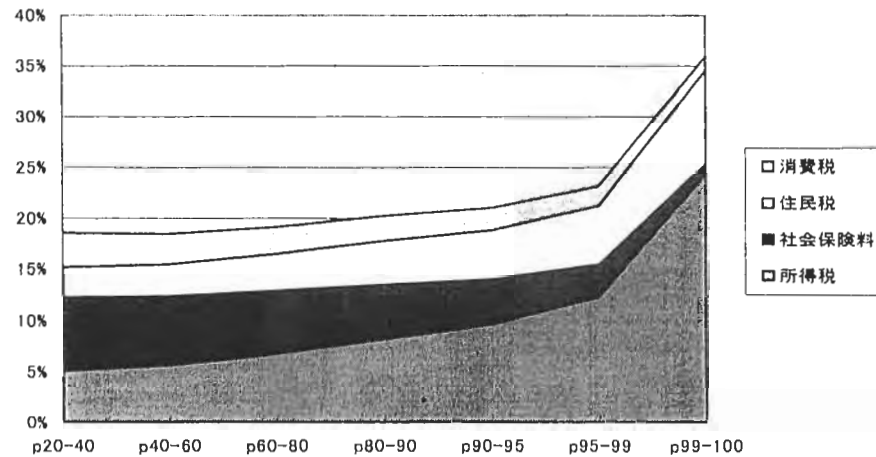
所得再分配によるジニ係数の変化



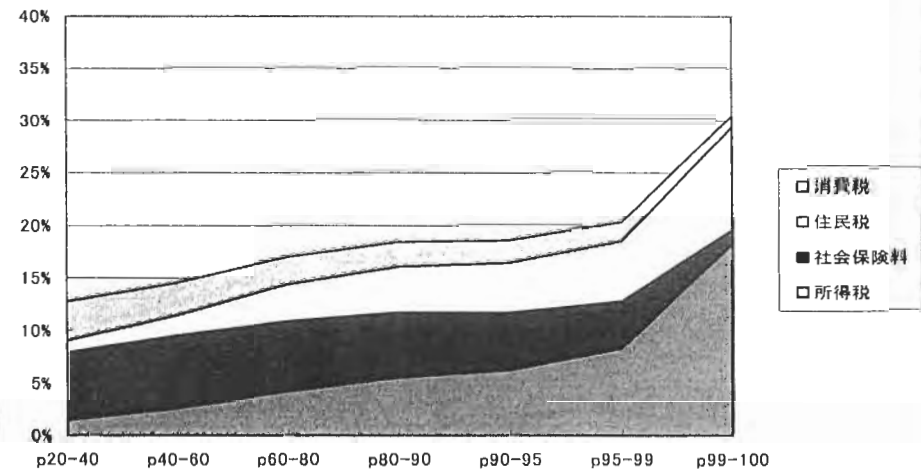
(備考)「当初所得」…公的年金等の社会保障給付金を除いた所得(雇用者所得等)
「再分配所得」…当初所得+社会保障給付金-社会保険料-税金+現物給付(医療・介護等)
なお、所得は世帯単位のもの。
平成2年以前の「社会保障による改善度」及び「税による改善度」は現行の算出方法と異なるため連続しない。
(出所)厚生労働省「所得再分配調査」

課税前所得階層と税負担（全国消費実態）

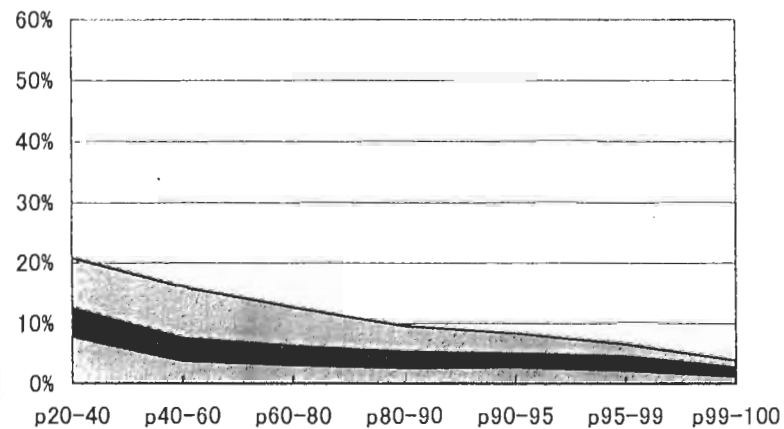
課税前所得階層と税負担率
1984年 全国消費実態調査



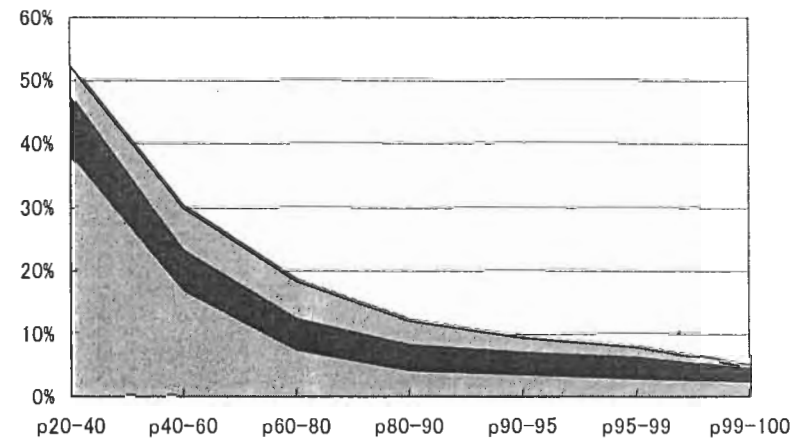
課税前所得階層と税負担率
2004年 全国消費実態調査



課税前所得階層と受益率
1984年 全国消費実態調査

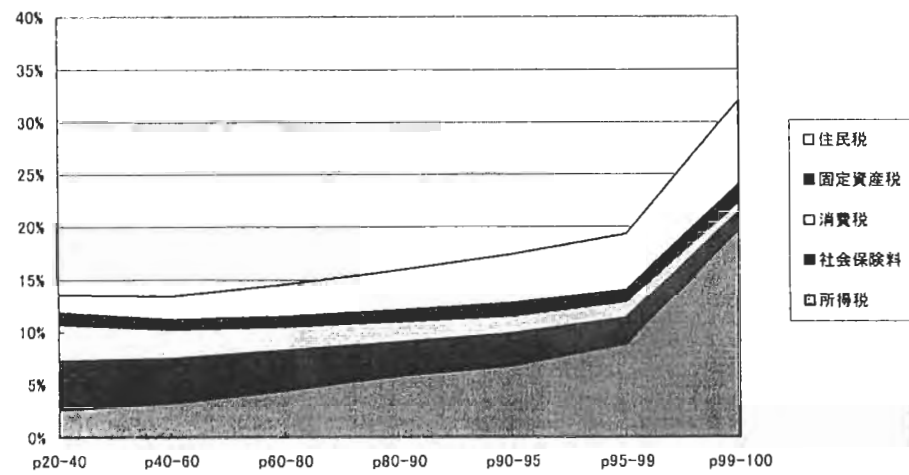


課税前所得階層と受益率
2004年 全国消費実態調査

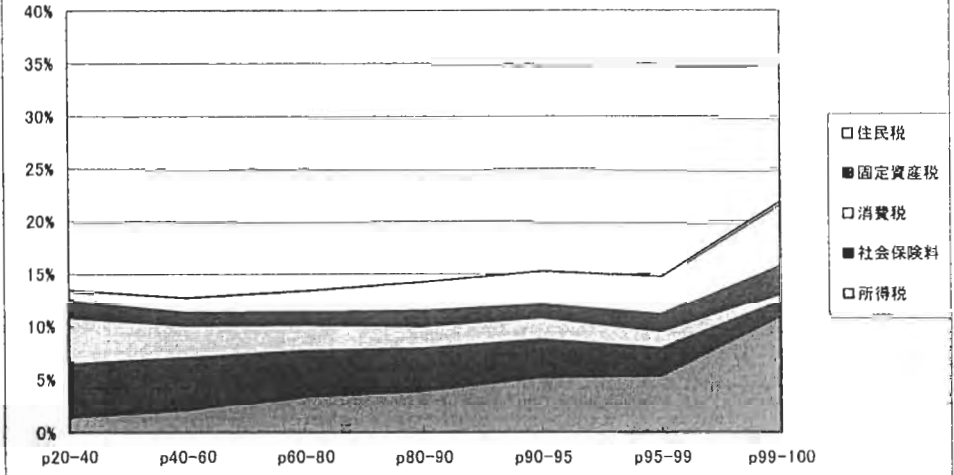


課税前所得と負担率・受益率（所得再分配調査）

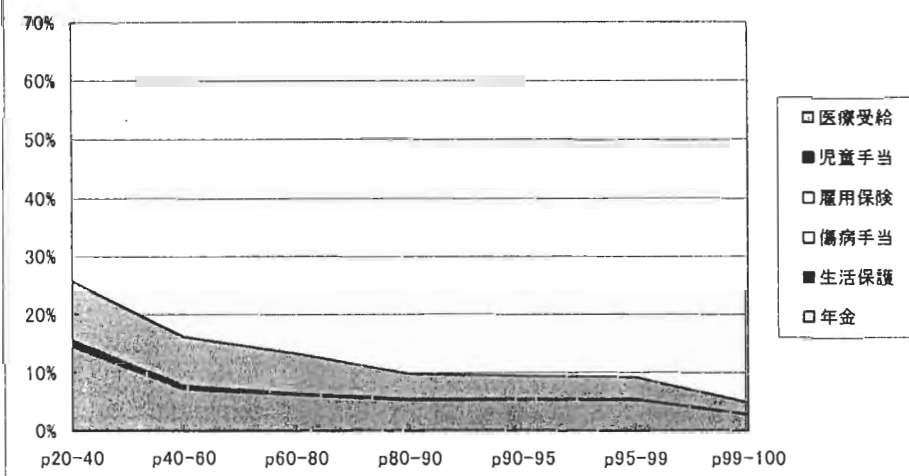
課税前所得階層と税負担率
1987年 国民生活基礎調査



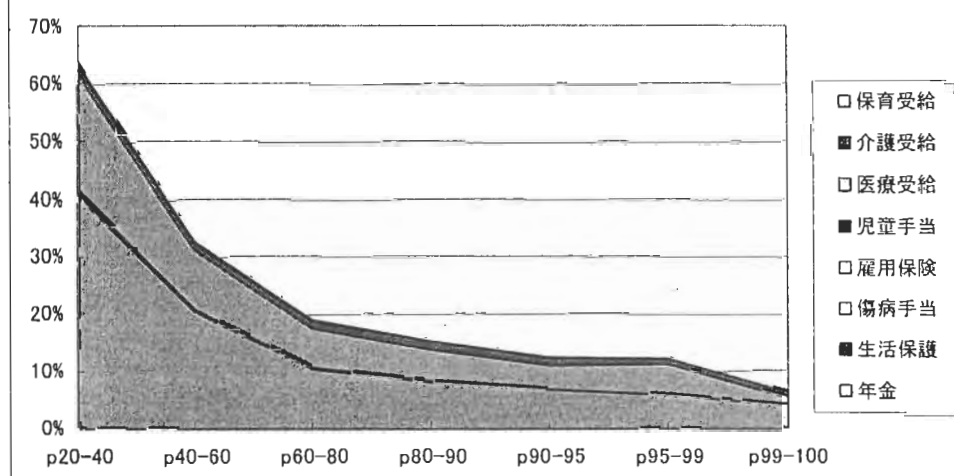
課税前所得階層と税負担率
2002年 国民生活基礎調査



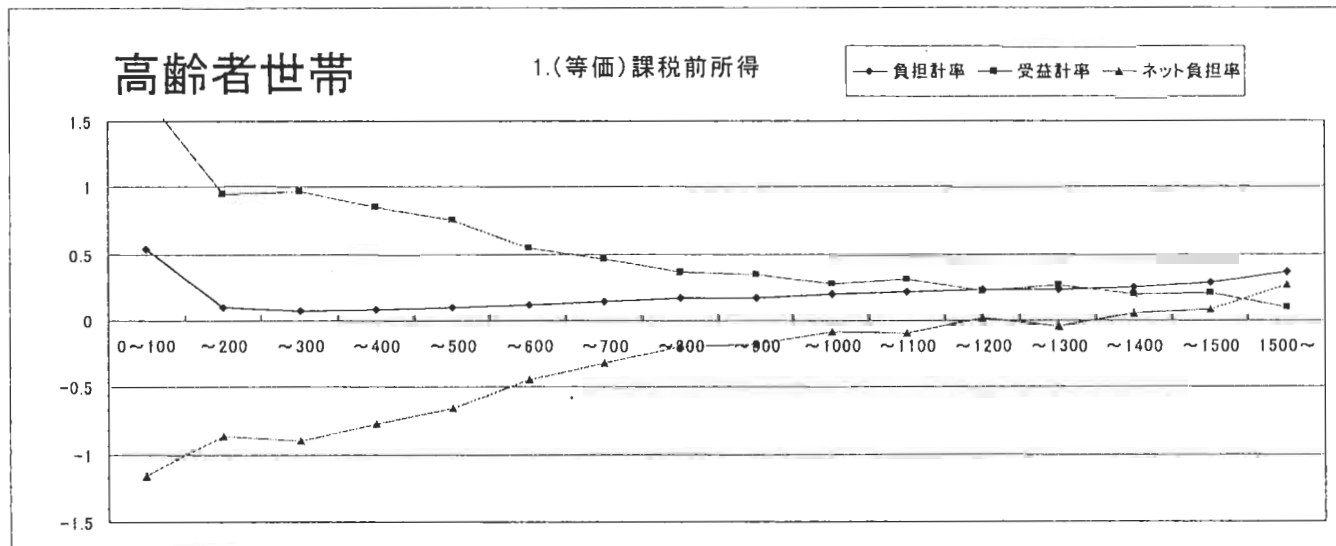
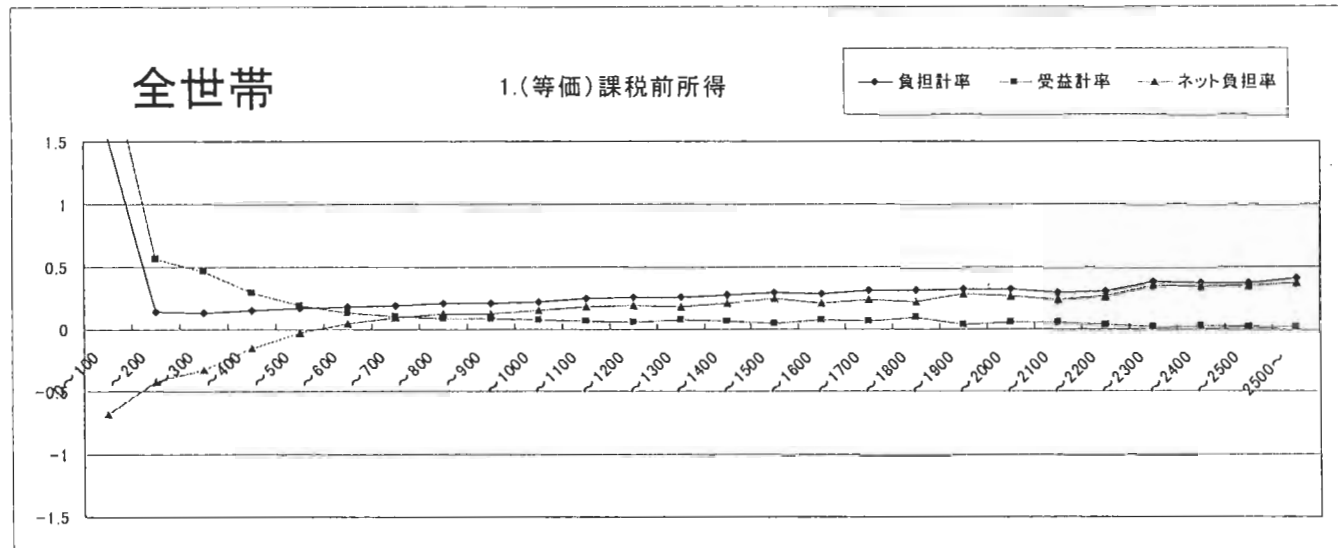
課税前所得階層と受益率
1987年 国民生活基礎調査



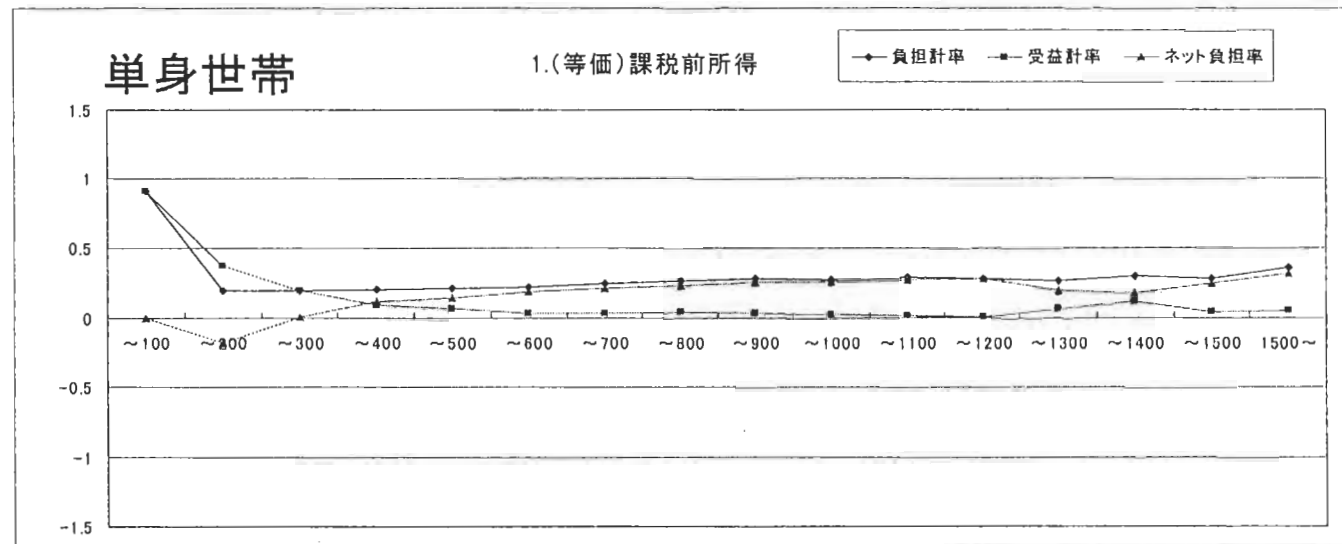
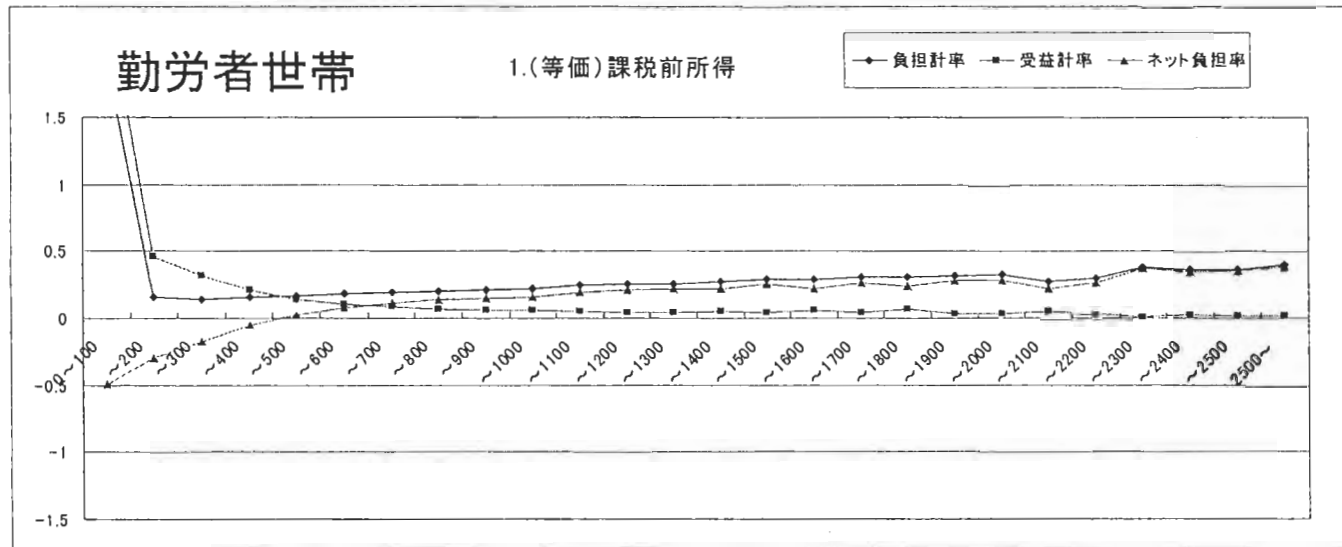
課税前所得階層と受益率
2002年 国民生活基礎調査



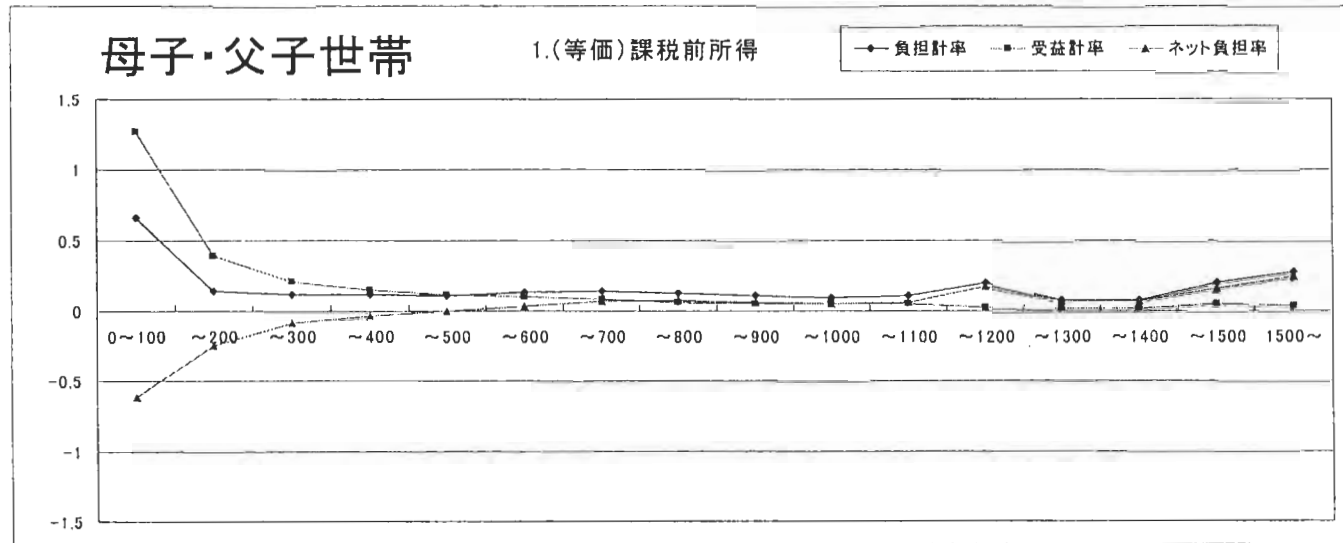
課税前所得階級別負担と受益率（1）



課税前所得階級別負担と受益率(2)



課税前所得階級別負担と受益率(3)



記帳制度の概要

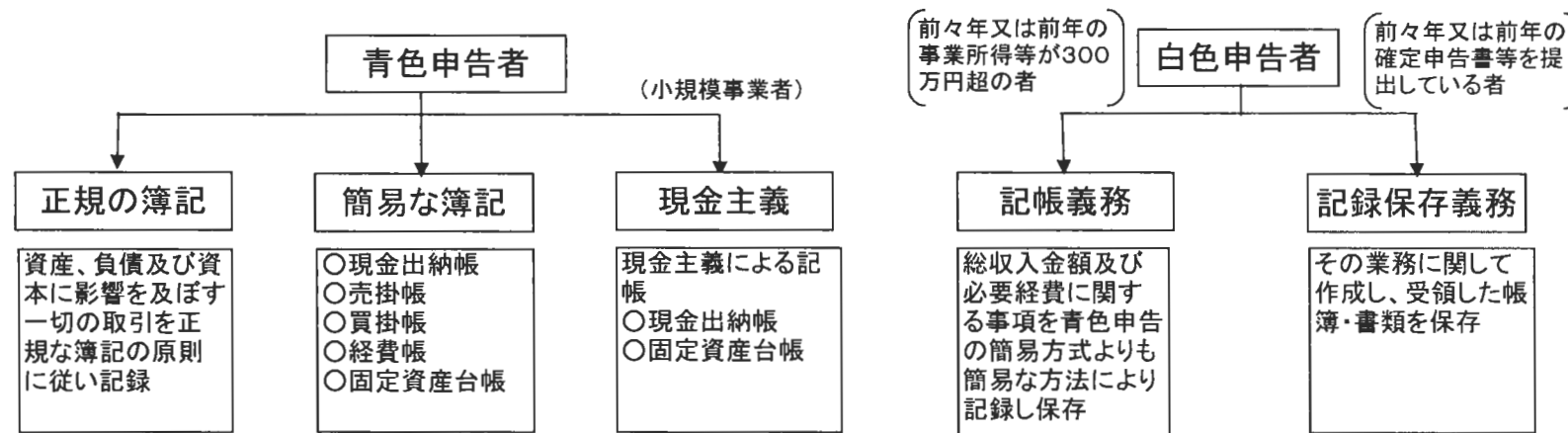
○ 青色申告制度(昭和25年創設)

青色申告制度は、昭和22年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャープ勧告を受けて、昭和25年に創設

○ 一般的な記帳義務、記録保存義務(昭和59年創設)

納税環境整備として、一定の白色申告者に対する記帳義務及び記録保存義務が昭和59年に創設

○ 帳簿書類の備付、記録、保存義務



○ 青色申告者の主な特典

青色申告特別控除、引当金・準備金、償却の特例、棚卸資産の評価の特例、所得計算の特例(青色事業専従者給与の必要経費算入)、純損失の取扱いの特例、税額控除の特例、調査・更正等における手続の特例

(参考) 営業等所得者における青色申告割合(申告納税額のある者に占める青色申告者の割合)

	昭25	30	40	50	60	元	6	11	12	13	14	15	16	17
割合(%)	4	32	33	53	51	53	50	53	54	55	55	55	55	55

(注) 営業等所得者とは、事業所得のうち、営業(農業以外の事業)から生じる所得が最も大きい事業所得者をいう。

(備考) 国税庁統計年報、日本における税務行政により作成

青色申告特別控除制度の概要

青色申告制度は、昭和 22 年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャープ勧告を受けて、昭和 25 年に設けられたもの。

青色申告特別控除制度は、平成 5 年に、青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げるとともに事業経営の健全化を推進する観点から設けられ、次に掲げる者ごとに、それぞれの特別控除が認められている。

1. 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者については、65 万円の特別控除

(注) 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録し、青色申告書に損益計算書に加えて貸借対照表を添付している者については、45 万円の特別控除

【平成 5 年分から平成 16 年分までの経過措置:平成 16 年度改正において平成 17 年分以後廃止】

2. 上記以外の青色申告者については、10 万円の特別控除

(注) みなし法人課税の特例制度は、平成 4 年度改正において、課税の適正・公平の推進の観点から、廃止されている。

(参考)

	青 色 申 告 特 別 控 除		
	〔 正規の簿記の原則に従い記録している者 〕	〔 簡易な簿記の方法により記録している者 〕	(左記以外の者)
平成 5 年	35 万円	35 万円	10 万円
平成 10 年	45 万円	45 万円	〃
平成 12 年	55 万円	〃	〃
平成 17 年～	65 万円	廃止	〃

青色申告者と白色申告者の比較

区 分	青色申告者			白色申告者		
	正規の簿記	簡易な記帳	現金主義	記帳義務あり	記帳義務なし 記録保存義務あり	記帳義務なし 記録保存義務なし
(1) 申告者の区分	・ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者		・ 不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う小規模事業者 (前々年分又は前年分の所得が 300 万円以下の者)	・ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者のうち前々年分又は前年分の所得が 300 万円を超える者	・ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者のうち前々年又は前年の確定申告書等を提出した者	・ 左記以外の者
(2) 記帳義務等	・ 次の帳簿書類を正規の簿記により整理し、保存	・ 次の帳簿書類を簡易な記帳により整理し、保存	・ 次の帳簿書類を現金主義の記帳により整理し、保存	・ 次の帳簿書類を簡易な記帳よりもさらに簡易な方法により記録し、保存	・ 次の帳簿書類を作成し、又は受け取った場合に保存	・ 保存義務なし
① 帳簿						
・ 仕訳帳	○	×	×	×		
・ 総勘定元帳	○	×	×	×		
・ 現金出納帳	○	○	○	○		
・ 売掛帳	○	○	×	○		
・ 買掛帳	○	○	×	○	×	×
・ 経費帳	○	○	×	○		
・ 固定資産台帳	○	○	○	○		
② 決算関係書類 (損益計算書・貸借対照表等)	○	○	○	×		
③ その他の書類 (契約書・請求書・領収書等)	○	○	○	○		
(3) 申告書添付書類						
① 貸借対照表	○	×	×		×	
② 損益計算書	○	○	○		×	
③ 収支明細書	○	○	○		収支内訳書	

区 分	青色申告者			白色申告者		
	正規の簿記	簡易な記帳	現金主義	記帳義務あり	記帳義務なし 記録保存義務あり	記帳義務なし 記録保存義務なし
(4)事業専従者給与等	＜青色事業専従者給与＞ 届出の範囲内で支給した給与の全額を必要経費算入 （不動産所得は事業的規模の場合に限る。）			＜白色事業専従者控除＞ 控除額：配偶者 86 万円、配偶者以外 50 万円		
(5)青色申告特別控除	65 万円 （事業的規模）	10 万円		適用なし		
(6)その他青色申告特典 ①引当金・特別償却等 ②純損失の繰越等 ③調査等の手続の特例	○ ○ ○			適用なし		
(7)記録保存義務違反の 効果 ①青色申告の取消し ②推計課税 ③罰則	○ × ×			— ○ ×		